

## 平成31年度 第1回男女共同参画審議会概要

1 日 時 平成31年4月15日（月） 15時～17時

2 場 所 第1庁舎3階庁議室

3 出席者 北川会長 大塚副会長  
青井委員 小谷委員 井田委員 熊坂委員 田口委員  
岡田委員 青木委員 三浦委員 三井委員

流山市 須郷総合政策部長  
浅水企画政策課長  
伊原男女共同参画室長  
村上主事  
神崎事務員

記録 福島

### 4 議 題

- (1) 流山市第4次男女共同参画プランの骨格（案）について
- (2) その他

### 5 概 要

（浅水企画政策課長）

本日は平成31年度第1回審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして、総合政策部長の須郷よりご挨拶申し上げます。

（須郷総合政策部長）

本日は、北川会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席をいただき、ありがとうございます。

昨年度は8月の第1回審議会において、市長から諮問があり、計3回

にわたり、第3次プランの評価・総括並びに第4次プランの骨格について、御審議をいただきました。

本日は、前回の会議における御意見及び会議後に御提出いただきました御意見等を反映させました第4次プランの骨格案について、再度御審議をお願いしたく存じます。

なお、次回からは答申案についても御検討をいただく予定です。限られた時間ではありますが、第4次プランの策定に向けて、事務局も試行錯誤を重ねながら鋭意努力してまいりますので、委員の皆様におかれましても、今年度も引き続き御協力を賜りますようお願いいたします。

(浅水企画政策課長)

それでは、議事進行につきましては、流山市附属機関に関する条例の規定に基づきまして、会長をお願いしたいと存じます。

北川会長、よろしく申し上げます。

(北川会長)

皆様、本日はお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

ただ今から、平成31年度第1回流山市男女共同参画審議会を開会します。

第4次プランをここで作り上げていく最初の年になる訳ですがこれまでの事務局の体制もさらに強化、一新されまして改めまして私どもの審議をよろしくお願いいたします。皆様、本日はお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、議事に先立ちまして、本日の会議は、委員13名中、11名の委員の方に御出席いただいておりますので、流山市附属機関に関する条例第5条の規定に基づきまして、本会議が成立していることを御報告します。

それでは、議事に入らせていただきます前に、事務局から本日の資料について説明願います。

(事務局)

それでは、資料の確認をお願いします。まず、本日の次第です。

次に、本日使用します資料は、事前に郵送させていただいております、

1 点目、(31)資料 1 - 1 「第 4 次プラン骨格に対する意見及び修正点」  
2 点目、(31)資料 1 - 2 「第 4 次プラン骨格修正検討案 (その 1)」3 点  
目、(31)資料 1 - 3 「第 4 次プラン骨格修正検討案 (その 2)」4 点目、  
(31)資料 1 - 4 「SDGs の概要」以上、次第を含めて計 5 点となります。  
お揃いでしょうか。

なお、昨年度第 1 回審議会で配付させていただいております「流山市  
男女共同参画プラン」についても、お手元に御用意いただきますよう、  
お願いします。

(北川会長)

それでは、会議次第に則り、議事を進行します。

議題 1 の「流山市第 4 次男女共同参画プランの骨格 (案) について」  
を議題とさせていただきます。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

まず、(31)資料 1 - 1 「第 4 次プラン骨格に対する意見及び修正点」  
をご覧ください。

前回の会議で事務局からたたき台として提示させていただきました、  
第 4 次プランの骨格案の修正点と委員の方々からいただきました御意見  
を基本理念、基本目標、基本的課題ごとにまとめたものです。

資料の見方ですが、資料 1 ページ目の「1 基本理念について」の部分  
で説明させていただきますと、表の部分の上段の第 4 次プラン当初案「一  
人ひとりが～」が前回会議の時の当初の案です。下段の修正案「男女と  
も～」が審議会後の修正案です。

表の下に意見を箇条書きで記載しております。

この意見は、前回の会議上もしくは審議会後に委員の方々からいただ  
いた御意見です。

次に、(31)資料 1 - 2 「第 4 次プラン骨格修正検討案 (その 1)」をご  
覧ください。当初案と修正案を比較しやすいように、1 枚にまとめたも  
のです。

左側の縦列に当初案を、真ん中の列に修正案を記載しております。修

正箇所には下線を引いて記載しております。そして、右側の列に委員からの意見を記載しております。この意見に基づき修正を図らせていただいております。

本日は、この修正案について御審議をお願いします。

なお、本日の会議で第4次プランの骨格案についてはほぼ固めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

(北川会長)

それでは、資料を確認いただき、第4次プランの骨格案について議論をいただく訳ですが、限られた時間で多くのことを検討するのは大変かと思いますが、議事進行にぜひ皆様の御協力をお願いします。

では、第4次プランの骨格について、検討してまいりたいと思います。

事務局から、修正項目について簡単に説明してください。

(事務局)

まず、最初に「当初案の基本目標Ⅱと基本目標Ⅲの順番を入れ替えて逆にした方がよいのでは」との御意見をいただきまして、基本目標ⅡとⅢを丸ごと入れ替えております。このことについてはよろしいでしょうか。

～意見なし～

(北川会長)

以前、議論した中での変更なので、皆様、ご了解いただいたということで、この場ではこのまま進めさせていただきます。議論が必要な場合にまた、議論したいと思います。

事務局からの説明を続けてください。

(事務局)

続いて、「第3次プラン同様、『子育て支援の項目』は、独立してあった方がいいのでは」との御意見をいただいております。

「子育て支援の項目」を第4次プランにも入れた方がいいかどうか

についての御検討をお願いします。

ここで、(31)資料 1－3 をご覧いただけますでしょうか。

「子育て支援の項目」を入れるとした場合、女性活躍の括りとして基本目標Ⅱに入れるか、安心して暮らせる社会づくりの括りとして基本目標Ⅲに入れるかのどちらかになると思われま。

(31)資料 1－3 で、2案をお示しさせていただいておりますので、この点につきましても御検討をお願いします。

(31)資料 1－3 の左側の列に基本目標Ⅱに入れた場合、真ん中の列に基本目標Ⅲに入れた場合のそれぞれの案を記載しております。

基本目標のⅡに入れる場合は、現在の基本的課題の「ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進」を、「子育てと仕事を両立できる環境づくり」に置き換える形となっています。

これは、流山市の『子どもをみんなで育む計画』において、「男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり」を基本目標に掲げていることから、その表現に合わせたものです。

また、基本目標のⅢに入れる場合は、現在の基本的課題の「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を、「子育てにやさしいまちづくり」に置き換えるとともに、当初案の「健康づくりへの支援」と「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を一本化する形となっています。

(北川会長)

基本目標ⅡとⅢについて、事務局より審議会としての意向を確認したいいくつかの点についての申し出がありましたので、皆様から御意見をいただきたいと思ひます。

まず、「『子育て支援の項目』を第4次プランに入れるか入れないか」については、いかがでしょうか。

(青木委員)

私は基本目標Ⅲに入れるのが適当だと思ひます。子育てに関する課題は就労の支援だけで解消できる問題ではないと思ひます。虐待や外国籍の子どもの問題、就労以外でも様々な問題があると思ひます。Ⅲの「生涯を通じて誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり」に入れて子ども

を位置づけた方がより適当だと思います。ただ、「子育てにやさしいまちづくり」というのは他の目標と比較して、よくわからない文言になってくるのではないかと思われまます。どのような文言で入れ込むかは、議論が必要になってくると思います。

(北川会長)

昨年度の審議会でも青木さんからご意見をいただいたと記憶しています。これから5年間の事ですし、大切な項目なので将来を見通した上で考えていく課題だと思います。

(三井委員)

「ひとりひとりが個性と能力を活かして活躍できる環境づくり」というくくりの中に「子育てと仕事を両立できる環境づくり」という文言を入れた方が、まだ両立が難しい中で個性を活かして働く事は難しい人も多いたと思いますので、Ⅱにした方が良いと思います。

青木委員もおっしゃっていた「子育てにやさしいまちづくり」、Ⅲに入れる場合、文言が抽象的すぎるので文言が変われば印象も違ってくると思います。この入れ方だと、とりあえず入れました、という雰囲気なので、文言を工夫する必要があると思います。

(北川会長)

こちらは事務局で考えてくださったのですが、何か具体的に「子育てにやさしいまちづくり」をイメージできるような項目はあるのでしょうか。

(事務局)

特にイメージがある、というよりは文言として入れる案を示させていただいてそこに、どのような表現で入れるかということも含めご審議いただけたらと思います。

子育てに関する事項を入れるとしたら、ここにこのような形ではどうか？という、あくまでも基本的な案です。

(北川会長)

では事務局で具体的なイメージがあるわけではないのですね。  
ではここで重点的な課題として考えておきたい事項として「子育てにやさしい環境づくり」と2人の委員さんがおっしゃってくださいましたので、具体的なご意見はありますか。

(青木委員)

一つ目が「暴力の排除」、二つ目が「健康と安心」、三つ目が「防災における男女共同参画」。「子育て」がここに入ってくるとなると、それ以外の部分になってくると思います。例えば「社会全体で子どもを見守り育むまちづくり」。まちづくりという文言は必要かどうか、私も分かりませんが。

または「全ての子どもが愛情深く成長を見守られるまちづくり」等、親だけでなく地域社会が皆で子どもを育ていこうという事が「子育てにやさしい・・・」につながるのではないかと私は理解します。

(北川会長)

今の福祉政策は子どもだけでなく、児童福祉という言葉だけでなく、児童家庭福祉と言い、子どもと子どもを育てる家族に対する地域からの支援が、大きく変わってきた所です。地域で見守る、地域の支援という方向性に他の施策でもなっていくと思います。流山市のすべての皆さんが見てくださるプランですので、漠然としたものはなく、お二人の委員さんの意見を参考にして具体的な文言が入れられればと思います。

今、出ている「地域で子どもを見守り育てる」という言葉は良いかもしれませぬ。

(大塚副会長)

全体的なところから意見を述べさせていただきます。基本目標Ⅲに入れる方が良いと思います。「子育てと仕事を両立する」ですと、一部の人に限られてきますし、両立が必ず良いという方向性になりかねません。やはり社会で子育てをしようという方向でいくのが良いと思います。

具体的な最善の文言は浮かびませんが「子育てを社会で支えるしくみ

づくり」等。「仕組み」とまで具体的に言って良いか難しいですが、「社会で支える」というような事を入れたほうが良いと思います。

(岡田委員)

基本課題の方は「環境づくり」、「社会づくり」、「～づくり」となっていますが、Ⅱの方は「推進」などと具体的に なっていますので、「誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり」というよりは「しくみづくり」等という具体的な文言の方が良いのではないかと思います。先ほどの「地域で支える」や「社会で支える」はとても良いと思います。

(熊坂委員)

私もⅢに子育てを入れる方に賛成です。確かに漠然とし過ぎている印象です。Ⅱの方を見てもみますと全てに推進をする、とはっきり謳っています。推し進めようと具体的な動きが見られるのですが、Ⅲ全般をみますと「排除」は実際にどういう事をするか分かりますが、「誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり」は具体的にイメージできる文章が必要だと思います。結局、無難な「推進」という言葉になるのかもしれませんが、何かがないとはっきりしないと思います。「子育てにやさしい」は尚更、曖昧になってしまっていると思います。会長がおっしゃった「社会で支える」、「社会と家族で支える」、「子育てと仕事を両立できる環境づくり」がこちらに移ると考えた場合「両立」ということがここで消えてしまうので、「両立」は非常に大切なことなので「社会と家族全員が支える」とか、「子育ての推進」など具体性をもった表現の方がⅡとⅢの違いも少し緩和できると思います。

(北川会長)

それでは総合しますと、「子育てを家族と地域で支えるしくみづくり」となりますでしょうか。

(青木委員)

子育ては基本的に家族でするものですから、それを家族が支えるとい

うのは当然の事だと思います。それなら「子どもと家庭を地域で支える」という方が良いのではないのでしょうか。

(三浦委員)

家族より家庭の方が良いのではないのでしょうか。例えば保護者会などで、「家庭にお知らせ」とは言いますが家族という言い方はしません。捉え方は同じですが。

(北川会長)

基本的に「家庭」とは生活している場です。人を中心にするると「家族」となります。

「子どもと家庭を地域で支えるしくみづくり」の方が分かりやすいのではないのでしょうか。

(青木委員)

もし他と合わせるのであれば「子どもと家庭を地域で支える仕組みの推進」や或いは「施策の推進」はいかがでしょうか。「仕組みの推進」とは言わないですね。

(北川会長)

「施策の推進」では、事務局のご意見はいかがでしょうか。

(事務局)

基本的には課題を設定しましてその先に施策の方向として、実際にどんな事をやっていくか、具体的な部分が紐づけされてくると思いますので、イメージできる文言であればよろしいかと思えます。

(北川会長)

それでは「施策」という言葉は使わないですか。

「しくみづくり」とすれば具体的に推進する為に施策をつくるとなりますね。

(事務局)

課題の所で「施策の推進」となっていますが問題はないかと考えます。

(須郷総合政策部長)

この後に実際の施策がつながってきますので、イメージできるものであれば問題ないです。

(青木委員)

私も事務局にお尋ねしたいのですが、ここで「子育てにやさしいまちづくり」との文言を最初にご提示いただきましたが、その先にどういった施策をイメージされておられるのでしょうか。

(事務局)

第3次プランにおいて、基本的課題として「子育てにやさしいまちづくり」と掲げております。その下に施策の方向として3つ取り組む内容があります。第3次プランの11ページです。「子育てにやさしいまちづくり」の施策としまして、「家庭における男女共同参画の推進」、「子育て支援の充実」、「子育てにおける情報提供及び相談体制の充実」という3本柱をつけております。ここに向けて各部課が取り組むべき事業がってきます。「子育てにやさしいまちづくり」を再掲することによって、やってきたことの継続と、より必要な事へのアプローチという意味も含めまして今回、3次プランと同じ文言を持ってきました。

(青木委員)

そうしますと、「子どもと家庭を地域で支える施策の推進」とした場合に前回の「子育て支援の充実と情報提供及び相談体制の充実」は良いのですが、「家庭における男女共同参画の推進」についてもれてしまうような気がします。

(事務局)

その場合、「一人ひとりが個性と能力を活かして活躍できる環境づくり」のところに「家庭生活や地域活動における男女共同参画の推進」を掲げ

ておりますのでそちらでフォローできるかと思えます。

(北川会長)

そうしましたら三番目の所は「子どもと家庭を地域で支える施策の推進」という事になりますね。すると上の二つを変更しないと合わないような気がします。

(熊坂委員)

「しくみづくり」の方がその先につながりやすいのではないのでしょうか。自由な考え方に活かせるのではないのでしょうか。

(北川会長)

「子育て・・・」の上の二つの項目ですが、「しくみづくり」に変更していかがでしょうか。そうすると、すべてスムーズに行く気がします。

では今日の案ではこの3項目にそれぞれ「しくみづくり」と入れて、「子育てにやさしいまちづくり」のところを「子どもと家庭を地域で支えるしくみづくり」という事でいかがでしょうか。

(青木委員)

そうすると①の「女性・男性・高齢者・・・」のところはどのような文言になりますか、ここは排除のままでいきますか、私はここは「排除」と言い切ってしまうて良いのではないかと思います。

(北川会長)

皆様、いかがでしょうか。

～賛同～

それでは、「排除」と言い切りで行きましょう。

そして2番目は「まちづくり」を「しくみづくり」と変更するという事によろしいでしょうか。

では事務局、読み上げていただけますでしょうか。

(事務局)

①「女性、男性、高齢者、子ども、障害者に対するあらゆる暴力の排除」

②「誰もが安心して暮らせるしくみづくり」

③「子どもと家庭を地域で支えるしくみづくり」

④「防災分野における男女共同参画の促進」

(北川会長)

以上、文言の確認をいたしました。

(事務局)

それでは、基本目標Ⅲに「子育て・・・」を取り入れるということでご審議いただきました。

DVを含む暴力についてですが、第3次プランでは、基本目標Ⅰで取り上げておりましたが、第4次プランの案では、基本目標Ⅲの「生涯を通して誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり」の中で取り上げておりますが、文言等もただ今精査していただきましたが、この点についてはよろしいでしょうか。

(北川会長)

今の事務局からの説明について、皆様、いかがでしょうか。

～賛同～

(事務局)

改めまして、(31)資料1-1の1ページをご覧ください。

骨格案の修正について、基本理念から順にご説明いたします。

基本理念につきましては、当初案は「一人ひとりが互いを尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる流山をめざして」としておりましたが、これを、「男女とも多様な生き方を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる流山をめざして」に修正しました。

具体的には、「一人ひとりが互いを尊重し」を「男女とも多様な生き方を尊重し」に変更しております。

これは、多数の御意見の中から、(31)資料1-2の上段右列に記載の2つの御意見を参考に修正をさせていただいております。

なお、「『男女』という言葉を入れた方がいいのではないか」という御意見がありましたので、入れております。

また、「『人権』という言葉を入れた方がいいのではないか」という御意見をいただいておりますが、現段階で修正案には入れておりません。

「『人権』という言葉を目記した方がいいか、その場合にはどういう表現にしたらよいか」、についても御検討をいただきたいと考えております。

(北川会長)

昨今、男女共同参画の分野でも、LGBTQやSOGIという表現を用いる等、多様性への配慮は必要な視点の一つになっていると思います。計画をつくるにあたって、こうした社会背景を考慮していくことは大切なことかと思えます。

基本理念の修正案の表現、『人権』という文言の取り扱いも含めて、皆様から御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

例えば、入れないとすると「多様な生き方を尊重し・・・」という所で包含されているという考え方もあるかと思えます。

これでよしとするのか、或いは「人権」を入れるのかという事です。

(青井委員)

今、会長がおっしゃったように、「人権」という文言を使わなくても含まれていると思うので、原案のままで良いと思います。

(青木委員)

男女とも多様な生き方を尊重される事が「人権」な訳ですよ。もし人権という言葉を入れるのであれば、一番最初に「人権尊重の視点で」や「人権尊重の視点から」等を入れてはいかがでしょうか。あればより良いのかもしれないのですが。

(三浦委員)

「人権」という言葉が入った方が先の流れというか、具体的な案に持っていきやすいと思います。

(青木委員)

初めを「人権尊重の視点で」とし、後の「尊重」を変更しますか。

(三井委員)

後の「尊重」を「認める」や「認め合う」はいかがでしょうか。

(北川会長)

総合すると「人権尊重の視点で男女とも多様な生き方を認め合いその個性と能力を十分に発揮できる流山市をめざして」となります。

(大塚副会長)

基本理念ですのでスローガンのように、長くない方が良いのではという、個人的な感覚があります。「人権」という言葉は非常に大事で、また、3次プランからのつながりも考えると入れたいと思いますが、これからの時代を考えた時に「多様性」を残したいと思います。「多様性」はこれから先、重要になると思います。さらに「人権」を入れますと長くなりすぎるのではないかという気がします。

(熊坂委員)

スローガンとしては、あまり長すぎないほうが分かりやすいと思います。

そして下の文章の所に具体的な言葉を入れて「多様性」や「人権」が含まれると思います。

(北川会長)

入れるとすれば「人権尊重の視点で男女とも多様な生き方を認め合いその個性と能力を十分に発揮できる流山市をめざして」となるでしょう、という事です。これが長すぎるようでしたら最初の案通りとなると思います。

ます。

(熊坂委員)

「多様な生き方」という事が「個性と能力を十分に認める、発揮する」という事と共通していませんか。

(三浦委員)

「人権を尊重する意識づくり」としてはいけないのですか。

「互いの性」を「人権」としたら、男女、性、多様な生き方も含まれ、考えられる具体的な後からの運びにもつながると思うのですが。

修正案の「互いの性と・・・」を取って「人権を尊重する意識づくり」としてはいかがでしょうか。

(北川会長)

では、上の大きい目標は修正案のままでいくという事でよろしいのでしょうか。

(岡田委員)

これは第3次プランを見ると「人権」という言葉を「多様な生き方」に変えた方が良いのではないかという事で修正案として挙げたと思うのですが。一度、「一人ひとりが」になったのですが、「男女とも・・・」と入れた方が良いということで「男女とも多様な生き方・・・」となってきたと思うので、両方入れる必要は私はないと思い、「多様な」を活かして修正案で良いと思います。

(北川会長)

それでは、審議会として、基本理念については、修正案に決定するという事でよろしいでしょうか。

～賛同～

(北川会長)

次に、基本目標Ⅰに移ります。

基本目標Ⅰについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(31)資料1-1の2ページをご覧ください。

基本目標Ⅰにつきましては、当初案は「一人ひとりが人として尊重される社会づくり」としておりましたが、これを、「男女一人ひとりを人として尊重する意識づくり」に修正しました。具体的には、「一人ひとりが人として」を「男女一人ひとりを人として」に変更しております。

これは、いただいた御意見の中から、(31)資料1-2の上から2段目右列に記載の2つの御意見を参考に修正させていただいております。

具体的には、「基本目標Ⅰは個人の意識に関する内容であり、基本目標ⅡやⅢとの違いを明確にするために、『一人ひとりを人として尊重する意識づくり』の方がよい」、「『社会づくり』より『意識づくり』の方がよいと思う」との御意見を取り入れさせていただいております。

(北川会長)

事務局から説明のありました、基本目標Ⅰについて、皆様から御意見をいただきたいと思いますが、修正案はいかがでしょうか。

～異議なし～

(北川会長)

それでは、審議会として、基本目標Ⅰについては、修正案ですすめるということよろしいでしょうか。

次に、基本目標Ⅰの3つの基本的課題について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

まず、基本目標Ⅰの基本的課題①についてですが、(31)資料1-1の2ページをご覧ください。

当初案は「人権の尊重と互いの性を尊重する意識づくり」としておりましたが、これを、「互いの性と人権を尊重する意識づくり」に修正しました。これは、「当初案は尊重という言葉が重複している」との御指摘をいただき修正したものです。

次に、基本的課題②についてですが、当初案は「男女平等と男女共同参画の意識づくり」としておりましたが、これを、「社会と家庭における男女共同参画の意識づくり」に修正しました。

これは、「『男女平等』という言葉は、国と県の計画で使われていない」との御指摘、また、「『社会と家庭における』と明記することで、次の基本目標にある『ワーク・ライフ・バランス』につながるのではないか」との御意見を取り入れさせていただきました。

次に、基本的課題Ⅰ－③についてですが、当初案は「次世代に向けて男女平等意識や個性や自立心を育む教育の推進」としておりましたが、これを、「人の多様性を認め、人権を守ろうとする人権感覚を育成する教育の推進」に修正しました。

これは、いただいた御意見の中から、(31)資料1－2の上から2段目右列に記載の3つの御意見を参考に修正させていただいております。

具体的には、「文部科学省及び千葉県教育委員会が示す『人権教育の指針』に基づく文言が適当ではないか」、次世代には「『男女平等意識』よりも『多様性の理解と尊重』を伝えるべきであり、『多様性』に言及する表現の方がよいのではないか」との御意見を取り入れさせていただきました。

(北川会長)

①の「互いの性と人権を尊重する意識づくり」に対して先ほど、「互いの性と」を割愛しても良いのではないか。とのご意見が出ました。或いは修正案でいくか、ご意見をお願いします。

(井田委員)

これは前回の会議で意見を揉んで、今回、修正案で提示されたものですよね。なぜこのままで決まらないのだろう。と不思議です。ですから私は修正案で賛成です。

(北川会長)

以前はこのようにしましょう、となりましたが、やはりもう一度考えてという事です。

少し時間を置くと新たな発想も言い方、考え方等あるかと思えます。

ここで本日確定させましょう、という事でもう一度考えていただいております。

(青木委員)

この修正案からは「男女平等」という言葉がなくなりますが、皆様は使わずに進めていくという事でよろしいのでしょうか。

(三浦委員)

「男女共同参画」という言葉自体が「男女平等」を目的としていると思います。それぞれ具体的な言葉に代えていますので分かりやすくなって良いと思います。

(青木委員)

「SDGsを意識して」という話がありますがSDGsの中では「ジェンダー平等を実現する」という文言になっていて「共同参画する」とはなっていないです。日本の国では「男女共同参画」という言葉が主に使われていますが、国際的には「ジェンダー平等」という言葉が使われています。千葉県や国に合わせて「参画」とするのも一つの方向性だと思うのですが、「平等」と「参画」はニュアンスが微妙に違うと思います。

(井田委員)

私は「男女共同」と「平等」は意味合いが違うと思っています。この会議に出るようになって、国立女性会館の研修会に出た時に柔道選手の山口かおりさんの講演で「国も偉いよね。男女平等と言わない所が、男女共同参画のミソなんですね。」という所から、講演が始まったのが大変印象に残っています。確かに男女平等といっても全く同じにはならないのだから、色々な視点からの見方はあると思います。

第4次になってきたから男女平等という言葉がなくなってしまって、という意見もあると思いますが、そろそろ男女平等という言葉は無くしてそれぞれの、という形で「対応性」や「人権尊重」という意味合いの言葉の使い方が良いと思います。

(北川会長)

いろいろと基本的な事を考える貴重な御意見をありがとうございました。

「男女平等」という言葉は男女雇用機会均等法ができてから20年以上使われている言葉ですし、そのような事も超えそれも包含した形ではなかったのではと記憶しています。

具体的になりますと、短い言葉の「社会と家庭」という言葉を付け加えて「男女共同参画の意識づくり」となったかと思いますが、いかがでしょうか。

(青木委員)

私はこの審議会がどのようなスタンスでいくか、という事になると思います。例えば、教育において「男女平等に」といった時に委員長は男性、副委員長は女性のような事はやめましょう、という事です。しかし時に「多様性を重視した」と言った時には、違った視点から女の子のランドセルはこっち、男の子はこっちと置き場所を決めると、ランドセルを置く度に心を傷つける子が出てくるという事です。二つの考え方、両方とも大事ですが、スタンスとしては少し違うと思います。どのような事を大切にいくか、という事だと思います。

「参画」で行くとなればそれはそれで良いと思います。第3次計画は「男女平等」と言う言葉を入れていたと記憶しています。今後は男女だけでない性や外国の方等、「多様性」の部分を深追いしていくのであれば、現在ホットな事なので入れていく事もあると思います。或いは、まだ「平等」に対するアクションが必要なら、それも考えていかななくてはならないと思います。それは皆さんが考えて、これから先の流山をどのように持っていくかという事になると思います。

(北川会長)

今のご意見の通りだと思います。

(岡田委員)

第3次プランの際には「男女平等」という言葉はそんなに議題に挙がらなかったと思います。今はこれが問題になるという事は意識も変わってきたと思います。自分自身の意識からいうと「男女平等」という言葉はむしろ無しで「男女は平等にはなり得ない」と「男女雇用機会均等法」以前の世代なので、平等、平等と言われたお蔭で女性が男性に追い付かなくてならなくなり、そこから女性が結婚より仕事を選んだり、子育てを断念したりして、現在の少子化は生まれてきたと個人的には考えているので「平等」という言葉はあまり使いたくないという意識があります。「平等」ではなく、それぞれが自分のしたい生き方をすること、やりたくない事はやりたくない。女性だからと言われるのは嫌だと言えるようにと思っていました。「平等」という言葉はむしろひっかかりがあります。

(北川会長)

権利としては同じ立場なのですがね。現実にはいろいろと違う事がありますね。

それでは修正案の通りでよろしいでしょうか。

～賛同～

それでは基本目標がさらに具体的になって「男女平等」を活かせる言葉があるかどうか等を今後探していきましょう。

次に、基本目標Ⅱと基本目標Ⅲについて、まとめて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、基本目標ⅡとⅢの基本的課題で、当初案から修正のあった部分のみを説明させていただきます。

2箇所ありまして、(31)資料1-1の4ページをご覧ください。先ほ

ど、すでにご審議いただき、当初案と修正案を見比べていただきまして、修正案でよろしいということでしたが、改めて確認させていただきます。

基本目標Ⅱの基本的課題①の『障害者』の後に『等』を挿入しております。

もう1点は、基本的課題②の「健康づくりの支援」は「誰もが健康で安心して暮らせるしくみづくり」と変更になりましたので、入れ替えさせていただきます。

(北川会長)

それではこの修正と変更で行くということで確認させていただきます。

基本目標Ⅰ～Ⅲについて、ただ今の審議の結果、このようにさせていただきます。

基本目標Ⅳについては修正がなかったようですので、ここまで基本理念、4つの基本目標とその基本的課題について確認してまいりましたが、全体を通して、他に何かありますでしょうか。

(事務局)

当初案では『推進』と『促進』を併用しておりましたが、修正案では『推進』で統一しております。「推進の方が積極的意味合いが強く、市自らが関わって進める課題には『推進』を使った方がよいのでは」との御意見を参考にしております。この点についても御意見をお願いします。

(北川会長)

全て『推進』を用いるということでもよろしいでしょうか。

～異議なし～

(事務局)

それでは、事務局において、本日の委員の皆様からの御意見を整理していただき、第4次プランの骨格案を修正していただきたいと思っております。

修正したものは次回の審議会までに資料として送付していただき、委員の皆様を確認いただくこととしたいと思います。

今回の会議では微調整に止め、第4次プランの骨格については確定することとし、答申案の検討に入ってまいりたいと思います。5月に最終的な調整、6月に答申案をいただけるように今後、進めていきたいと思っています。

(北川会長)

それでは事務局のほうで修正をお願いします。事前にお送りいただけますでしょうか。

では、議題2の「その他」に移ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

前回の会議で、「男女共同参画プランも、SDGsとの関連を示せるといいのでは」との御意見をいただきました、

また、合わせて「SDGs」に関する資料についても御要望をいただいております。

本日、(31)資料1-4「SDGsの概要」を御用意いたしました。外務省のホームページに掲載されているものですが、基本的なことについて簡潔にまとめられているかと思います。

本日の配付資料の(31)資料1-3及び(31)資料1-4に、SDGsと関係のある項目に印を付けて、関連する目標の番号を記載しております。記載の仕方については検討を要しますが、このように、何かしらの形で、SDGsとの関連性を示すことについては、いかがでしょうか。

(北川会長)

日本国でも、企業でも、教育の場でもSDGsは2030年までにこの目標を達成しようと取り組みがされ始めました。取り組みが始まった段階でできる4次プランでもありますので、反映できるようにしたらと思います。

国のプランは1年早くて全く入っておりませんし、流山市の男女共同参画プランに入れていけば大変先駆的なもので他の自治体のモデルや参考にもなるのかと思います。皆様方のご意見もいただきたいと思っています。

(青木委員)

修正案で分かりやすいマークが入っているので大変良いと思います。また解説や資料集が後ろに付くので、そこにもぜひ、SDGsの解説を入れて頂けると見る方が参考になると思います。

(北川会長)

そうですね。国や自治体でもまだのようです。このようにマークをいただいで関連性についても一目瞭然ですのでとても良いと思います。

(事務局)

SDGsについてですが、プランへの記載方法について良い方法がありましたら、ぜひ御教授いただければと思います。

なお、北川会長から御指示いただきました、本日の会議内容を反映しました、第4次プランの骨格案につきましては整い次第送付させていただきます。

次に、次回の審議会は、事前にお知らせいたしました年間スケジュールどおり、来月、5月20日(月)、時間は本日と同じ15時から開催をさせていただきます。

開催通知及び資料等を事前に送付させていただきます。

御審議いただきました第3次プランの評価・総括と第4次プランの骨格をまとめたものを答申案としてお示しさせていただきます予定です。

お忙しい中を恐縮ですが、次回も引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上となります。

(北川会長)

事務局からの今の説明について、何か御質問等、ありますでしょうか。

(岡田委員)

施策の方向についての話しはないのでしょうか。

骨格案は次で確定との事ですが施策の方向までではないのでしょうか。

(事務局)

答申をいただいた後になります。その後、市民の皆様にパブリックコメントをいただく事になります。

(北川会長)

時間との兼ね合いもありますが、骨格を決めて、次に事務局の方からお示しいただけたらと思います。パブリックコメントでいただいた意見を集約して施策の検討となるとと思います。そのような方向で進めさせていただきたいと思います。

(岡田委員)

気になったことは、第3次プランの「政策の方向、方針決定過程における女性参画の促進」で4項目ありまして「農業・商業に従事する女性の経営企業社会参画の促進」というものがあつたのですが「農業・商業」という文言が消えているので、どうしてそうなつたのかがお聞きしたかつたのです。それがこちらでは「女性の経営参画や社会参画の促進」とまとめられている気がしたのでご確認です。

(北川会長)

全てを含めて確定した後に検討していくという事にさせていただきます。決してやらないという事ではないと思います。

本日、ないようでしたら、以上をもちまして、平成31年度第1回男女共同参画審議会を終了いたします。

次回もどうぞよろしくお願ひします。

皆様、本日はどうもありがとうございました。